【参考規約１】保護者会でクラブを立ち上げる際の規約例

○○クラブ規約（団・部等の各チームの名称を使い作成する）

1. 総 則

第１条（名称）本クラブは◯◯◯（以下クラブという）と称す。

第２条（目的）本クラブは、○○○を通じ青少年の心身の健全な育成に資する事

を目的とする。

第３条（活動）本クラブは、第２条の目的を達成する為に次の活動を行う。

１．練習、試合等の実施

２．他チームとの交流活動

３．レクリエーション活動

４．その他クラブの目的達成に必要な活動

第２章 会員

第４条（入会）本クラブへの入会は、○○学区内の希望する中学生とする。本クラブで活動する者は、所定用紙にてクラブへ登録しなければならない。

第５条（登録）第４条に定めるところにより加入登録を行った会員をまとめ、所定の書式に

て各団体へ登録を行う。

第６条（休会・退会）事情により休会・退会を希望する場合は、クラブ代表（指導者等）及

び保護者代表に所定用紙を提出することとする。

第７条（安全保険）会員は全て、スポーツ安全保険に加入するものとする。

第３章 保護者会

第８条（構成）保護者会は選手の保護者で構成される。

第９条（役員）保護者会には次の役員を置く。

会長○名 副会長○名 会計○名 会計監査○名

その他○○役員○名（チームに応じて）

第10条（活動）保護者会は本クラブの活動に対して次のことを行う。

１．クラブ活動の目的達成のための育成支援

２．指導者の資質向上のための援助

３．会費等の徴収及び会計管理

４．備品・消耗品等の管理

５．会員相互の親睦のための活動等

第11条（クラブの責任）

クラブは、事故の無い様、細心の注意を払って活動を行うものとするが、練習中、 試合中および移動中に万が一事故が発生した場合には、前条の保険範囲内で補 償するものとする。よって、クラブ員および会員は、他のクラブ員、会員および クラブに責任を追及しないものとする。

また、クラブ内で各種トラブルが起きた際は、本クラブ内での解決に努めるもの

とする。

第４章 指導者

第12条（構成）指導者は、監督・コーチ・アシスタント等をもって構成する。

第13条（活動）指導者はクラブの目的達成のため、会員の健康・安全を最優先とし次の活動を行う。また活動については新庄市教育委員会より示された「新庄市における部活動の在り方に関する基本方針」を順守して行う。

１．練習時に立ち会い、選手の指導を行う。また、正しい指導を行うための研鑽を

する。

２．試合においてコーチング・審判等を行う。

３．所属するクラブ・協会・連盟の主催する行事等に協力する。

４．円滑なクラブ運営を行う。

第５章 役 員

第14条（役員）本クラブは、選手・指導者・保護者で構成し、次の役員を置く。

代表○名 指導者○名 保護者会役員（第８条に既出）

第15条（任期）役員の任期は一年とし、再任は妨げない。役員に欠員の生じた時は、それ

を補充する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第６章 会 議

第16条（会議）本クラブには、次の会議を置く。

１．総会

２．役員会議

第17条（総会）総会は、本クラブの最高議決機関とし、年１回及び必要に応じて臨時に

開催する。

１．総会出席者は指導者と保護者とする。

２．総会は指導者・保護者（家庭数）総数の２/３以上の出席により成立する。

欠席する場合は、委任状を提出する。委任状の提出は出席とみなす。

３．総会の議決は出席者の過半数をもって決する。（保護者は各家庭１票）

４．総会では主に次の議事を取り扱う。

（１）当該年度の活動報告ならびに次年度の活動計画案

（２）当該年度の会計報告ならびに会計監査報告・次年度の予算案

（３）次年度の役員案

（４）本規約の策定及び改廃に関すること

（５）クラブにそぐわない行為や行為者等に関すること

（６）その他、審議必要事項

５. 総会での議事内容について議事録を作成し、請求があった時には提示できるよ 　　うに保管すること。

第18条（役員会議）役員会議は、クラブ運営に関わる日常的な協議機関とし、主に次

の事案を取り扱う。

１．保護者会からあげられた協議事項

２．指導者からあげられた協議事項

３．その他、クラブの運営に関する協議事項

第７章 会 計

第19条（会計）本クラブの会計は、部員の納める部費、その他の収入によって運営する。

保護者会の会計担当が管理し、年度末に保護者会役員に会計監査を受け、総会で会計報

告をし、承認を受ける。

第20条（部費）部費は部員１人当り１ヶ月◯◯円とする。

第８章 附 則

第21条（細則）本規約に定めのない事項は、その都度、指導者・保護者間で調整する。ま

た、運営上必要な細則は、別に定めることができる。

第22条（施行）

１．本規約は、◯◯年◯月◯日より施行する。

２．◯◯年◯月◯日に改定発行